

佐賀県告示第百九十二号

佐賀県造林事業補助金交付要綱（昭和五十二年佐賀県告示第八百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月二十七日

佐賀県知事 古 川 康

第一条第一号中「かん養」を「^{かん}涵養」に改める。

第五条第一項中、の事務を当該造林事業施行地に係る森林組合長又は市町長を「及び受領について第三者」に改め、同条第二項中「事務の」を削り、「森林組合長又は市町長」を「者」に改める。

第六条第七号を次のように改める。

七 森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）及び森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第十一条第四項（旧法第十二条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画（以下「森林施業計画」という。）に基づいて行う造林事業において、森林経営計画及び森林施業計画の認定の取消しの通知を受けたときは、交付を受けた補助金相当額（森林環境保全整備事業実施要領（平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十五号林野庁長官通知。以下「森林環境要領」という。）第一の一の（四）のウの（ア）に掲げる査定係数が適用される事業のうち森林経営計画又は森林施業計画に基づいて行うものについては、当該事業が森林環境要領第一の一の（四）のウの（イ）に掲げる査定係数が適用される場合にあつては森林環境要領第一の一の（四）のウの（イ）に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	区 分	事 業 主 体	規 模	補助率
1 森 林 環 境 保 全 直 接 支 援 事 業	(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 間伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 ウ 林床保全整備 エ 荒廃竹林整備 (11) 森林作業道整備	市町、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）に係る森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し森林法第10条の11の4第1項（森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）	(1)～(7)にあつては1施行地の面積が0.1ha以上、(8)及び(9)にあつては1施行地の面積が0.1ha以上かつ次のア又はイのいずれかに該当するもの（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） ア 森林経営計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと及び森林経営計画ごとに、間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ha以上（「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」（平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達）に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地（以下「森林共同施業団地」という。）の設定に係る協定の対象となつている民有林（以下「森林共同施業団地対象民有林」という。）で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ha以上（1森林経営計画の対象森林である場合に限る。）かつ間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ha以上）であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ha当たり10m ³ 以上であること（ただし、1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が	10分の4（(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うもの並びに(11)にあつては、10分の5（(11)にあつては、当該施業実施箇所を管轄する市町が8.5%以上の上乘せ補助を実施した場合に限る。）以内

				<p>5 ha未満の場合は、原則として当該施行地の全てにおいて間伐及び更新伐を実施することとし、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1 ha当たり10 m³以上であること。)</p> <p>イ 森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に定める集約化実施計画の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林で実施する場合に限るものとし、補助金の交付申請ごと及び1集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5 ha以上(森林共同施業団地対象民有林で実施される場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ha以上かつ間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積の合計が5 ha以上)であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1 ha当たり10 m³以上であること。</p>	
2 環境 林 整備 事業	<p>広葉樹林 化等整備</p>	<p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設 等整備</p>	<p>市町、森林整備法人等、森林組合等及び特定非営利活動法人等(事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、市町にあつては森林所有者と、市町以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)</p>	<p>(1)～(8)にあつては、1施行地の面積が0.1ha以上</p>	<p>10分の 4 (1) 及び(2) により広 葉樹林の 造成を行 うものに あつて は、10分 の5)以 内</p>

		イ 林内作業場及び 林内かん水施設 整備 ウ 林床保全整備 エ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備			
	被害森林整備	(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設 等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備	市町、森林整備法人等、 森林組合等、特定非営利 活動法人等及び森林経営 計画策定者（事業主体が 自ら所有する森林で実施 する場合を除く（市町に あつてはこの限りではな い。）こととし、市町にあ つては森林所有者と、市 町以外の事業主体にあつ ては地方公共団体及び森 林所有者と協定を締結し た場合に限る。また、森 林経営計画策定者の場合 は、当該計画の対象森林 を含む林班内に存する森 林において事業を実施す る場合に限る。）	(1)～(8)にあつては、 1 施行地の面積が0.1ha 以上	10分の 4（(1) 及び(2) により広 葉樹林の 造成を行 うものに あつて は、10分 の5）以 内
	保全松林 緊急保護 整備 保全松 林健全 化整備 及び松 林保護 樹林帯 造成	(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐等 (7) 衛生伐 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設 等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備	市町、森林所有者、森 林組合等、森林整備法人 等、森林所有者の団体及 び森林経営計画策定者 （森林経営計画策定者の 場合は、当該計画の対象 森林を含む林班内に存す る森林において事業を実 施する場合に限る。）	(1)～(8)にあつては、 1 施行地の面積が0.1ha 以上	10分の 4（(1) 及び(2) により広 葉樹林の 造成を行 うものに あつて は、10分 の5）以 内
3	森林空間 総合整備 事業 共生 環境 整備 事業	(1) 全体計画調査 (2) 共生環境整備 ア 樹木等の植栽・ 播種 イ 雑草木の除去 ウ 不用木の除去・ 不良木の淘汰 エ 枝葉の除去 オ 林間広場整備 カ 土壌条件の改良 キ 作業道等の開設 等 (3) 付帯施設整備 ア 標識類整備 イ 林内作業場整備 ウ 駐車場整備 エ 防火施設整備 オ 溪流路整備 カ 環境教育促進施	市町	50ha以上のまとまりの ある森林で行うもの	10分の 7（(5) にあつて は、10分 の4）以 内

	設整備 キ 健康増進広場整備 ク 健康促進施設整備 (4) 林内歩道等整備 ア 林内歩道 イ 森林空間作業道 (5) 用地等取得 ア 土地取得 イ 立木竹取得			
絆の森整備事業 市民参加型整備 行政支援タイプ	(1) 全体計画調査 (2) 共生環境整備 ア 育成単層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 人工造林 (ウ) 単層林改良 (エ) 保育(植栽型) (オ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 受光伐 (ウ) 樹下植栽 (エ) 複層林改良 (エ) 保育(植栽型) (カ) 保育(天然更新型) (3) 付帯施設整備 ア 標識類整備 イ 林内作業場整備 ウ 駐車場整備 エ 防火施設整備 オ 溪流路整備 カ 環境教育促進施設整備 キ 健康増進広場整備 ク 健康促進施設整備 (4) 林内歩道等整備 ア 林内歩道 イ 森林空間作業道 (5) 用地等取得 ア 土地取得 イ 立木竹取得	市町	1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの	10分の7(5)にあつては、10分の4)以内
絆の森整備事業 市民参加型整備 市民主導タイプ	(1) 共生環境整備 ア 育成単層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 人工造林 (ウ) 単層林改良 (エ) 保育(植栽型) (オ) 保育(天然更新型) イ 育成複層林整備 (ア) 整理伐 (イ) 受光伐	森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他林業事業体を除く。)及び特定非営利活動法人等	1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの	10分の7以内

		<ul style="list-style-type: none"> (ウ) 樹下植栽 (イ) 複層林改良 (オ) 保育(植栽型) (カ) 保育(天然更新型) (2) 付帯施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 標識類整備 イ 林内作業場整備 ウ 駐車場整備 エ 防火施設整備 オ 溪流路整備 カ 環境教育促進施設整備 キ 健康増進広場整備 ク 健康促進施設整備 (3) 林内歩道等整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 林内歩道 イ 森林空間作業道 			
	<p>絆の森整備事業 市民参加型整備 市民開放タイプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 共生環境整備 市民主導タイプ (1)に準ずる (2) 付帯施設整備 市民主導タイプ (2)ア～キに準ずる (3) 林内歩道等整備 市民主導タイプ (3)に準ずる 	<p>森林施業計画の認定を受けた森林所有者及び市町との森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7以内</p>
	<p>絆の森整備事業 野生生物共生林整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 共生環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 樹木等の植栽・播種 イ 雑草木の除去 ウ 不用木の除去・不良木の淘汰 エ 枝葉の除去 オ 作業道等の開設等 (2) 付帯施設整備 森林空間総合整備事業(3)に準ずる (3) 林内歩道等整備 森林空間総合整備事業(4)に準ずる (4) 用地等取得 森林空間総合整備事業(5)に準ずる 	<p>市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体及び森林施業計画の認定を受けた者</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上かつ5ha以上のまとまりがある森林で行うもの</p>	<p>10分の7(4)にあつては、10分の4)以内</p>
4 機能回復整備	<p>特定森林造成事業 特定林地改良</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特定林地改良 (2) 付帯施設等整備 <ul style="list-style-type: none"> ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (3) 森林作業道整備 	<p>市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人及び森林所有者の団体</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上</p>	<p>10分の7以内</p>
	<p>特定森林造成事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 	<p>市町</p>	<p>1 施行地の面積が0.1ha以上</p>	<p>10分の4以内</p>

事業	耕作放棄地等森林造成	(3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 間伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 ウ 林床保全整備 エ 荒廃竹林整備 (11) 森林作業道整備			
	特定森林造成事業 造林未済地緊急造林	(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 間伐 (9) 付帯施設等整備 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備	市町	1 施行地の面積が 0.1ha以上	10分の 4以内

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定は、平成二十四年度分の補助金から適用する。